

令和2年4月27日

広島市立舟入高等学校  
P T A 会 員 様

広島市立舟入高等学校  
P T A 会 長 小 谷 浩 昭  
校 長 柳 智 子

### 令和2年度P T A 総会について（お知らせ）

新緑の候、会員の皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素よりP T A 活動にご理解とご協力をいただき、深く感謝致します。

さて、表題のことにつきましては、広島市立舟入高等学校P T A 会則（以下「会則」という。）  
第11条第2項に規定のとおり、例年5月下旬に開催しているところです。

そのような中、今般の新型コロナウイルス感染症対策として三密（密閉、密集、密接）を避けるため、学校も臨時休業を余儀なくされている状況となっています。

つきましては、令和2年度総会の開催を断念し、会則第11条第6項の規定により理事会の議決により総会の議決に代えさせていただきたいと存じます。

なお、議決した事項については、次回の総会で報告させていただきますことを申し添えます。  
何卒ご理解いただきますようお願い致します。

#### 【参考】広島市立舟入高等学校P T A 会則（抜粋）

第11条 総会は、全会員をもって構成する本会の最高議決機関とし、定期又は臨時に開催する。

2 定期総会は、毎年度の当初に開催し、次の事項を審議し、決定する。

(1)～(5) (略)

3～5 (略)

6 総会を開催することが著しく困難な場合は、理事会の議決をもって総会の議決に代えることができる。この場合においては、次の総会に当該理事会で議決した事項を報告しなければならない。